

平成 30 年度第 1 回

大阪府都市計画審議会

議 案 書

日 時 平成 31 年 2 月 8 日 (金)
午前 10 時～

場 所 大阪府中央区大手前 3 丁目 1 番 43 号
プリムローズ大阪 「鳳凰の間」

平成30年度第1回 大阪府都市計画審議会

議案書目次

議案番号	案件名	ページ
439	北部大阪都市計画道路の変更	1
440	東部大阪都市計画道路の変更	7
441	東部大阪都市計画道路の変更	11
442	東部大阪都市計画道路の変更	15
443	東部大阪都市計画都市高速鉄道の変更	19
444	東部大阪都市計画都市高速鉄道の変更	23
445	産業廃棄物処理施設の敷地の位置(泉大津市)	27

議 第 4 3 9 号

計 推 第 1 5 7 8 号

平成 31 年 1 月 25 日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

北部大阪都市計画道路の変更について（付議）

標記について、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議します。

北部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

1. 北部大阪都市計画道路中、3・2・207-3 号牧野高槻線を 3・3・207-3 号牧野高槻線に名称を改め、3・2・207-2 号十三高槻線ほか 1 路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造			備考	
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員		地表式の区間における鉄道等との交差の構造
幹線街路	3・2・207-2	十三高槻線	高槻市玉川四丁目地内	高槻市井尻一丁目地内	高槻市辻子二丁目地内	約 8,080m		4 車線	30m		
	構造形式の内訳		高槻市玉川一丁目地内	高槻市唐崎北一丁目地内		約 800m	嵩上式	/	30 ～ 42m		
			高槻市唐崎北一丁目地内	高槻市堤町地内		約 840m	嵩上式		30 ～ 42m		
			高槻市若松町地内	高槻市辻子二丁目地内		約 720m	掘割式		30 ～ 68m		
			高槻市須賀町地内	高槻市前島四丁目地内		約 880m	嵩上式		22 ～ 26m		
			高槻市前島四丁目地内	高槻市前島二丁目地内		約 490m	嵩上式		26m ～ 37m		
						約 4,350m	地表式		23 ～ 27.75m	幹線街路と平面交差 1 箇所 幹線街路大阪京都線 と立体交差	
	3・3・207-3	牧野高槻線	高槻市大字前島地内	高槻市前島二丁目地内	高槻市前島一丁目地内	約 300m	嵩上式	4 車線	26m		
3・3・207-8	高槻南駅前線	高槻市紺屋町地内	高槻市城北町一丁目地内	高槻市紺屋町地内	約 590m	地表式	4 車線	22m	阪急京都線と立体交差 幹線街路と平面交差 1 箇所		
なお、高槻市紺屋町地内に JR 高槻駅南駅前交通広場を設ける。									高槻駅南駅前交通広場 面積約 8,600 m ²		

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

議第 439 号

2. 北部大阪都市計画道路中、3・5・207-27 号藤の里天川線と 3・5・207-33 号別所山手線を廃止する。

理 由

北部大阪都市計画道路のうち、3・2・207-3号牧野高槻線は、枚方市域と高槻市域を結ぶ、広域幹線道路の一部区間を構成する路線である。

本路線について、広域幹線道路として、計画内容を見直した結果、本案のとおり、延長、幅員及び構造形式等を変更し、名称を3・3・207-3号牧野高槻線とするとともに、3・2・207-2号十三高槻線について交差構造等を変更するものである。

あわせて、北部大阪都市計画道路のうち、3・2・207-3号牧野高槻線、3・3・207-8号高槻駅柱本線、3・5・207-27号藤の里天川線及び3・5・207-33号別所山手線について「都市計画（道路）見直しの基本方針」（平成23年3月策定）に基づき、計画の必要性及び事業の実現性を評価した結果、3・5・207-27号藤の里天川線及び3・5・207-33号別所山手線を廃止するものである。また、3・2・207-3号牧野高槻線の一部区間を廃止するとともに、3・3・207-8号高槻駅柱本

線の一部区間を廃止し、名称を3・3・207－8号高槻南駅前線
に変更するものである。

議 第 4 4 0 号

計 推 第 1 5 7 9 号

平成 31 年 1 月 25 日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

東部大阪都市計画道路の変更について（付議）

標記について、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議します。

東部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

東部大阪都市計画道路中、3・1・210-2号牧野高槻線を3・3・210-2号牧野高槻線に名称を改め、3・3・210-4号京都守口線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考	
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造		
幹線街路	3・3・210-2	牧野高槻線	枚方市渚内野四丁目地内	枚方市渚内野三丁目地先	枚方市西牧野一丁目地内	約 1,230m		4車線	26m			
	構造形式の内訳		枚方市西牧野一丁目地内	枚方市渚内野三丁目地先		約 940m	嵩上式		26～38m			
			枚方市渚内野四丁目地内	枚方市西牧野一丁目地内		約 290m	地表式		29～40m	幹線街路と平面交差1箇所		
	3・3・210-4	京都守口線	枚方市楠葉中之芝二丁目地内	枚方市出口一丁目地内	枚方市上島町地内	約 10,580m	地表式	4車線	22m	自動車専用道路と立体交差1箇所 幹線街路高槻橋本線と立体交差 幹線街路枚方国道線と立体交差 幹線街路と平面交差6箇所		
	車線の数の内訳		2車線			約 4,190m						
			4車線			約 6,390m						
なお支線1号		枚方市走谷二丁目地内	枚方市北中振三丁目地内	枚方市走谷二丁目地内	約 470m	地表式	—	7.5m				

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

東部大阪都市計画道路のうち、3・1・210－2号牧野高槻線は、枚方市域と高槻市域を結ぶ、広域幹線道路の一部区間を構成する路線である。

本路線について、広域幹線道路として、計画内容を見直した結果、本案のとおり、延長、車線数、幅員及び構造形式等を変更し、名称を3・3・210－2号牧野高槻線とするとともに、3・3・210－4号京都守口線について交差構造を変更するものである。

議 第 4 4 1 号
計 推 第 1 5 8 6 号
平成 31 年 1 月 25 日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

東部大阪都市計画道路の変更について（付議）

標記について、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議します。

東部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

東部大阪都市計画道路中、3・1・223-1 号大阪中央環状線ほか 1 路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考					
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造						
幹線街路	3・1・223-1	大阪中央環状線	門真市向島町地内	門真市大字葎島地内	門真市大字葎島地内	約 3,760m	地表式	8車線	60m	京阪本線と立体交差 自動車専用道路と立体交差 1箇所 幹線街路方と立体交差 大阪京都線と立体交差 幹線街路四日市線と立体交差 幹線街路柳線と立体交差 幹線街路深野と立体交差 幹線街路四日市線と立体交差 幹線街路平面交差 2箇所						
												車線の数の内訳			6車線	約 590m
															8車線	約 1,680m
															10車線	約 1,490m
特殊街路	9・7・223-1	大阪モノレール専用道	門真市向島町地内	大阪市鶴見区安田二丁目地内	門真市松生町地内	約 5,080m	嵩上式	—	8m		都市モノレール専用道					

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

都市高速鉄道大阪モノレールを導入するため、都市計画道路網を検討した結果、本案のとおり、3・1・223-1号大阪中央環状線及び9・7・223-1号大阪モノレール専用道の区域を変更するものである。

議 第 4 4 2 号

計 推 第 1 5 8 6 号

平成 31 年 1 月 25 日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

東部大阪都市計画道路の変更について（付議）

標記について、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議します。

東部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

東部大阪都市計画道路に、9・7・227-1 号大阪モノレール専用道を次のように追加する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
特殊街路	9・7・227-1	大阪モノレール専用道	東大阪市北鴻池町地内	東大阪市西新町一丁目地内	東大阪市西岩田三丁目地内	約 5,040m	嵩上式		8m		都市モノレール専用道
	なお、東大阪市西岩田三丁目地内に（仮称）瓜生堂車庫を設ける。										（仮称）瓜生堂車庫面積約 18,600 m ²

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

都市高速鉄道大阪モノレールを導入するため、都市計画道路網を検討した結果、本案のとおり、9・7・227-1号大阪モノレール専用道の区域を追加するものである。

議 第 4 4 3 号
計 推 第 1 5 8 7 号
平成 31 年 1 月 25 日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

東部大阪都市計画都市高速鉄道の変更について（付議）

標記について、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議します。

東部大阪都市計画都市高速鉄道の変更（大阪府決定）

東部大阪都市計画都市高速鉄道中、223-2号大阪モノレールを次のように変更する。

1. 線路部分

名 称		位 置			区 域	構 造		備 考
番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構造 形式	地表式の区間に おける幹線街路等 との交差の構造	
223-2	大阪 モノレール	門真市 向島町 地内	大阪市 鶴見区 安田二 丁目地 内	門真市 松生町 地内	約 5,080m	嵩上式		線路線数 2

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

2. 主要施設

名 称			位 置	備 考
番 号	路線名	施設名		
223-2	大阪 モノレール	門真駅	門真市新橋町地内	約 1,900 m ²
		(仮称) 門真南駅	門真市三ツ島2丁目地内	約 2,600 m ²

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

大阪都心部から放射状に形成された既存鉄道を環状方向に結節し、広域的な鉄道ネットワークを形成することにより、交通利便性の向上及び沿線地域の活性化を図るため、本案のとおり、都市高速鉄道大阪モノレールを変更するものである。

議 第 4 4 4 号

計 推 第 1 5 8 7 号

平成 31 年 1 月 25 日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

東部大阪都市計画都市高速鉄道の変更について（付議）

標記について、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議します。

東部大阪都市計画都市高速鉄道の変更（大阪府決定）

東部大阪都市計画都市高速鉄道に、227-5号大阪モノレールを次のように追加する。

1. 線路部分

名 称		位 置			区 域	構 造		備 考
番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構造 形式	地表式の 区間に おける幹 線街路等 との交差 の構造	
227-5	大阪 モノレ ール	東大阪 市北鴻 池町地 内	東大阪 市若江 西新町 一丁目 地内	東大阪 市西岩 田三丁 目地内	約 5,040m	嵩上式		線路線数 2

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

2. 主要施設

名 称			位 置	備 考
番 号	路線名	施設名		
227-5	大阪 モノレ ール	(仮称) 鴻池新 田駅	東大阪市西鴻池町二丁目地内	約 2,000 m ²
		(仮称) 荒本駅	東大阪市荒本北二丁目地内	約 2,000 m ²
		(仮称) 瓜生堂 駅	東大阪市瓜生堂三丁目及び西岩田三丁目地内	約 4,300 m ²
		(仮称) 瓜生堂 車庫	東大阪市西岩田三丁目地内	約 18,600 m ²

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

大阪都心部から放射状に形成された既存鉄道を環状方向に結節し、広域的な鉄道ネットワークを形成することにより、交通利便性の向上及び沿線地域の活性化を図るため、本案のとおり、都市高速鉄道大阪モノレールを追加するものである。

議 第 4 4 5 号

建 審 第 2 3 7 6 号

平成 30 年 12 月 4 日

大阪府都市計画審議会会長 様

特 定 行 政 庁

大阪府知事 松井 一郎

産業廃棄物処理施設の敷地の位置(泉大津市)について(付議)

標記について、建築基準法第51条ただし書の規定により、次のように審議会に付議します。

産業廃棄物処理施設の敷地の位置（泉大津市）について

建築基準法第 51 条ただし書の規定による処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置は次のとおりである。

施設の種類	位置	敷地面積
産業廃棄物処理施設	泉大津市臨海町一丁目 25 番 1 及び 25 番 5	13,928.55 m ²

「敷地の位置は計画図表示のとおり」

理 由

建築基準法第51条ただし書の規定により、産業廃棄物の処理施設の新築にあたり、処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について、特定行政庁（大阪府）において本案のとおり許可するものである。

